

総 第 929 号  
平成19年 2月 5日

各私立幼稚園設置者 殿

茨城県総務部総務課長  
(公 印 省 略)

幼稚園における給食の提供及びスクールバスの運用に係る  
消費税の取扱いについて (通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長から別添1 (平成19年1月19日付18初幼教第11号) により通知がありました。

つきましては、今後 (平成19年1月19日以降) の消費税の取扱いについては下記のとおり  
の取扱いとなりますので、十分留意願いたします。

また、同じく文部科学省初等中等教育局幼児教育課長より別添2 (平成19年1月17日18  
初幼教第9号) により食育の推進について、別添3 (平成19年1月17日18初幼教第10号)  
によりスクールバスによる安全確保の推進について通知がありましたので、併せて通知いた  
します。

記

- 1 給食に係る経費を「保育料」に含めて徴収している場合  
→消費税は非課税
- 2 スクールバスの維持・運営に要する費用を「施設整備費」に含めて徴収している場合・  
→消費税は非課税
- 3 給食及びスクールバスに要する経費を「給食代」、「スクールバス代」として、別途徴  
収している場合 →消費税は課税される
- 4 給食を外部委託している場合で、給食費として徴収した費用を「預かり金処理」をし  
ている場合 →消費税の課税関係が生じないため非課税

お 問 い 合 わ せ 先 茨城県総務部総務課私学振興室 幼稚園担当；新井，渡辺 TEL 029-301-2249 FAX 029-301-2259
--

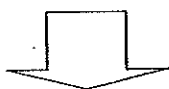
# 幼稚園の給食・スクールバス経費の消費税非課税について

## 《現状》

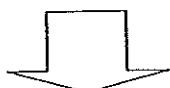
- ・ 授業料（保育料）や施設設備費は消費税が非課税
- ・ 給食代やスクールバス代は消費税の課税対象

## 《社会状況の変化》

- ・ 食育の重要性の高まり（食育基本法、食育基本計画の策定等）
- ・ 登降園時における幼児の安全確保の必要性



通知（平成19年1月19日付）により、食育・安全確保の推進の観点等から、給食や送迎については幼児教育の一環として行うものであるとの位置付けを明確化



## 《今後》

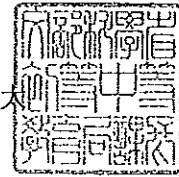
1. 給食に係る経費を「授業料（保育料）」に含めて徴収している場合  
→ 消費税は非課税
  2. スクールバスの維持・運営に要する費用を「施設設備費」に含めて徴収している場合  
→ 消費税は非課税
- （注）給食及びスクールバスに要する経費を「給食代」「スクールバス代」として別途徴収している場合  
→ 消費税は引き続き課税
3. 給食を外部委託している場合で、「預かり金処理」をしている場合  
→ 消費税の課税関係は生じないため、非課税



18初幼教第11号  
平成19年1月19日

各都道府県教育委員会幼稚園主管部課長  
各指定都市教育委員会幼稚園主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長 殿  
附属幼稚園を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
田河慶太



(印影印刷)

幼稚園における給食の提供及びスクールバスの運用に係る  
消費税の取扱いについて (通知)

幼稚園における食育及びスクールバスによる安全確保に関しては、「幼稚園における食育の推進について」(平成19年1月17日付18初幼教第9号)及び「幼稚園におけるスクールバスによる安全確保の推進について」(平成19年1月17日付18初幼教第10号)を通知したところです。

当課では、平成19年度税制改正に関連して、幼稚園における給食代及びスクールバス代の消費税の取扱いについて、国税庁課税部消費税室と協議し、国税庁から回答を得ましたので、貴職におかれては各幼稚園において適切に対応されるよう、所管する幼稚園に対して周知願います。

平成19年1月19日

文部科学省初等中等教育局  
幼児教育課長 殿

国税庁課税部消費税室長

幼稚園における給食の提供及びスクールバスの運用に係る消費税の取扱いについて  
(平成19年1月17日付照会に対する回答)

標題の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

平成19年1月17日

国税庁課税部消費税室長 殿

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

幼稚園における給食の提供及びスクールバスの運用に係る消費税の取扱いについて  
(照 会)

1 給食の提供について

幼稚園は、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する」ことを目的としている(学校教育法第77条)が、幼稚園における食育の推進の観点から、本職において「幼稚園における食育の推進について」(平成19年1月17日付18初幼教第9号)を通知したところである。

このような食育の推進の観点から提供される給食は、当該幼稚園における教育(保育)活動として一体的に行われるものであるため、給食に掛かる経費についても教育(保育)の実施に必要な当然の経費として、授業料(保育料)と一体的に徴収することが実態に即しているものと考えられる。

現在、幼稚園においては、授業料(保育料)とは別途に給食(食事)の提供の対価として給食代を徴収していることから、消費税が課税されているが、上述のとおり、給食に係る経費は、食育の観点から教育(保育)の実施に必要な経費であるため、授業料(保育料)として徴収することとする場合、このような給食に掛かる経費が含まれている授業料(保育料)については、その全体が消費税法別表第一第十一号にいう「授業料」に該当すると解釈してよろしいか、お伺いしたい。なお、この場合において給食に掛かる経費について授業料(保育料)で賄っている旨の表示等を行うこととしても特段の問題がないと考えるが、併せてお伺いしたい。

また、外部搬入に係る給食代については、幼児の保護者から当該外部搬入に係る取引先に対する代金として前述の授業料(保育料)と明確に区分して幼稚園が収受し、当該代金を預かり金等として処理している場合の当該代金は、幼稚園における資産の譲渡等の対価の額に含めないものとして差し支えないか、お伺いしたい。

2 スクールバスの運用について

最近登下校時に幼児等が事件や事故に巻き込まれる事態が生じており、通園時の安全確保が求められていることから、先に「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」を通知し、登降園時の幼児等の安全管理の徹底を要請したところである。さらに、本職において「幼稚園におけるスクールバスによる安全確保の推進について」(平成19年1月17日付18初幼教第10号)を通知し、徒歩では通園できない幼児の安全確保の手段として幼稚園の運営に必要な設備であるスクールバスにより、安全確保に努めるよう要請したところである。

現在、遠隔地等に居住する幼児の送迎の対価として収受するスクールバス代について

は、消費税が課税されているが、上述のとおり、登降園児の幼児を巡る事件、事故が多発しており、幼児の安全確保の観点からスクールバスの運用は遠隔地等に居住する幼児にとって欠かせないものとなっている。また、スクールバスは、園外活動等を実施する場合の移動手段としても使用するものであり、幼稚園の設備として重要な機能を果たすものである。そのため、スクールバスの維持・運用のために必要な費用を算定し、施設設備費として徴収する場合の当該施設設備費については、消費税法別表第一第十一号にいう「施設設備費」に該当すると解釈してよろしいか、お伺いしたい。この場合において、施設設備費よりスクールバスの運用を行っている旨の表示等を行うこととしても特段の問題がないと考えるが、併せてお伺いしたい。

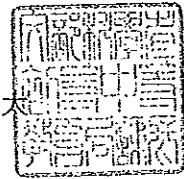
なお、このようなスクールバスによる安全確保は、幼児が未就学年齢であることに起因するものであり、幼児教育固有の必要性から実施するものであることを申し添える。



18初幼教第9号  
平成19年1月17日

各都道府県教育委員会幼稚園主管部課長  
各指定都市教育委員会幼稚園主管部課長 殿  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属幼稚園を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
田河慶太



(印影印刷)

#### 幼稚園における食育の推進について（通知）

幼児教育振興アクションプログラム（平成18年10月4日）では、食育基本法及び食育基本計画を踏まえ、食育を推進することとされています。

貴職におかれましては、幼稚園における食育を推進する観点から、食育基本計画の内容についてご了知いただくとともに、幼稚園の食育について下記の諸点にご配慮願います。

また、都道府県におかれては、所管の幼稚園や域内の市町村に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

#### 記

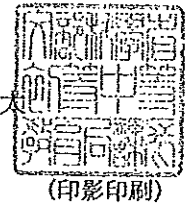
- 1 幼稚園は幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う場であり、食材との触れ合いや食事の準備をはじめとする食に関する様々な体験を通じて、幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、心と体の健康など豊かな人間性の育成等を図ること
- 2 給食を実施する場合には、幼児の健全な食生活の実践を通じて心身の健康が図られるよう、幼稚園における食育を推進するための食に関する指導計画を作成するなど、給食が食に関する指導の「生きた教材」として活用されるよう給食時間等に幼稚園教諭等が取り組むこと。なお、食物アレルギー等への対応が必要な幼児については、保護者と十分に連携を図ること
- 3 弁当の場合についても、保護者と連携をとりながら、給食の場合と同様に食育の推進に努めること



18初幼教第10号  
平成19年1月17日

各都道府県教育委員会幼稚園主管部課長  
各指定都市教育委員会幼稚園主管部課長 殿  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属幼稚園を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
田河慶



#### 幼稚園におけるスクールバスによる安全確保の推進について（通知）

近年、幼児児童生徒を巡る事件、事故が多発しており、安全教育の推進等が幼稚園においても求められています。登降園時における幼児の安全確保については、すでに「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日17文科ス第333号）に基づき、安全管理の徹底等に取り組まれるようお願いしているところです。

貴職におかれては、幼稚園における安全教育の推進等に果たすスクールバスの役割の重要性も踏まえ、幼稚園におけるスクールバスによる安全確保に関して、下記の諸点にご配慮願います。

また、都道府県におかれては、所管の幼稚園や域内の市町村に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

#### 記

- 1 幼稚園におけるスクールバスは、幼児期の心身の発達を考慮し、幼稚園教育を希望する幼児が遠方からでも安全に幼稚園に通園できるように必要とされるものであることから、道路交通法に定める通学通園バスの保安基準を遵守するなど、その安全確保に十分努めること
- 2 スクールバスを実施している幼稚園においては、スクールバスを幼児の通常の移動手段として捉えるのではなく、スクールバスに乗車した時点から幼稚園の管理下に預かっていることを認識し、幼稚園教諭等の指導によって、登降園時の安全確保に努めること
- 3 なお、幼児がスクールバスの活用を通じて、安全教育や交通機関における乗車態度等を学ぶことができるよう配慮すること